

(健Ⅱ356F)

令和2年3月31日

都道府県医師会
都市区医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」について

令和2年3月13日、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正により、暫定的に新型コロナウイルス感染症を同法に規定する新型インフルエンザ等とみなすこととされたところです。(同3月14日より施行)

上記を踏まえ政府が設置した新型コロナウイルス感染症対策本部において、今般、同法に基づく「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定し、公表いたしましたのでご連絡申し上げます。

同対処方針は、国民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を的確に把握し、国や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため、今後講じるべき対策を現時点で整理し、対策を実施するにあたって準拠となるべき統一的指針を示したものであります。

医療に関しては、厚生労働省、地方公共機関、地域医師会等の関係機関が協力して、感染拡大状況に応じて、地域ごとに柔軟な医療提供体制を確保するとされており、従来の基本方針や通知等により示された内容に加え、入院治療が必要ない軽症者等は自宅療養とすること、また、地域医師会等の関係機関と協力して、外来での感染を防ぐ観点から、予約による診療や動線が適切に確保された休日夜間急患センターの施設活用などを推進すること等が盛り込まれております。

本年3月25日付け日医発第1261号(健Ⅱ340F)をもってご連絡申し上げたとおり、本会といたしましては、同対処方針の具体化にあたっては、現在、各都道府県で設置が進められている「協議会」や「都道府県調整本部」等において、貴会に積極的に関与していただき、地域の実情に応じた実効的な医療提供体制の整備に向け、主導的な役割を果たしていただきたいと考えております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

※基本的対処方針の送付は省略しております。

※基本的対処方針は文書管理システム及び本会HP(以下URL参照)に掲載いたしますのでご確認の上、ご周知ください。

http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html